

令和 2 年 2 月 6 日

横浜地方裁判所川崎支部民事部合議 A 係御中

令和元年（ワ）3 4 3 号国家賠償請求事件

原告：津崎 尚道 (印)

原告：瀬戸 弘幸 (印)

原告：佐久間 吾一 (印)

求 釈 明 書

第 1：求釈明の骨子。

被告らの許可行為等の行政権執行において明らかな違法、不法行為と矛盾があるので、これに対する法的要件その他の釈明を求める。下掲の求釈明事案には、本求釈明書のみならず、本件係属において被告らの主張の違法・不法性が多数存在していて、よって、本書で求める釈明は、本件審理で必ず必要となる事案である。

※ 尚、前回期日において裁判長より、被告は川崎市であるから『被告ら』とする陳述についての意見があったが、原告らは本件を【川崎市長】【川崎市男女共同参画課】【その他の川崎市各組織】及び【川崎議会】による共同不法行為として本件提訴に及んだのであるから、『被告ら』の文言を従前のとおり使用するものである。

第 2：求釈明の内容。

求釈明の内容は、以下に掲げる（大別して）2 点である。

- 1) 本件請求原因公園使用不許可事案と、原告準備書面 7 等で適示した、原告佐久間らの集会と、対立する団体への教育文化会館の同時使用許可（以下「会館事件」という）の法的な適用要件と、その判断基準を示すこと。

2) 本件請求原因公園使用不許可事案における被告らの不許可要件と、神奈川県公安委員会及び、神奈川県警のデモ許可要件が相反していて、懸る相反が、いかなる法的要件とその適用判断によって生じたのかの釈明を求める。

第3：上記求釈明のうち、1) についての詳細。

1) 被告らは、【一般の公園使用に支障をきたす】として、地方自治法244条（に、違反しない要件）と、都市公園条例3条4項を適用して公園使用不許可処分を行ったと主張しているが、一方で会館事件にでは、会館の内部のみならず、同館周辺の公道においても対抗勢力の違法妨害により大混乱が生じたのであるが、左記の状態を惹起させた（同時使用許可）判断に於いては、適用した法的要件が不適切であった可能性が強く疑われる。

よって、一方で原告らの公園使用を不許可としながら、一方で（会館事件においては）対抗勢力らに同時許可を行ったこととの比較は、本件審理において、同市の許可要件が適正であるか、および、【公平性が担保されているか】つまり、一方では公園の使用に支障を来すから不許可としながら、会館事件においては（対勢力への）同時試使用を許可した結果、市民生活に重大な支障が生じたのであり、左記は被告らの判断基準が適正か否かという根本において、【本件審理に必須であるから】、会館事件での法的な適用要件を示すことを求める。

2) さらに、被告らは公園使用不許可決定において『高度の蓋然性／蓋然性がきわめて高い』として不許可処分を行ったのであるが、会館事件における混乱（：実は妨害勢力による違法妨害行為による日本国民への威力業務妨害）の蓋然性を予見していなかったとしたら、本件公園使用不許可は不法なものであると言えるのであって、ゆえに会館事件での対抗勢力への使用許可の判断基準、特に、対抗勢力による違法妨害行為の【蓋然性】について、如何なる判断をおこなったかの釈明を求める。

尚、本項で原告らが主張する【威力業務妨害】とは、集会の自由を奪われた原告佐久間らのみならず、より重要なのは、（会館事件周辺の）公道を利用する目的の一般市民の通行までもが妨害されたという意味において重大な威力業務妨害が対抗勢力によってなされたことを指す。

3) また被告らは答弁書の7頁において、『利用の競合がある場合調整が原則として必要となる屋内施設に比して、自由使用・一般使用の利用者との調整が常に必要となる屋外施設の場合は、その利用についての制限がより広く認められることになるのである』および、左記と類似の学説をもって、公園使用不許可が正当であるとする一方、利用の競合があり、かつ、同会館の外部の公道等まで違法妨害行為による混乱（無関係な市民らへの威力業務妨害）を招いた、会館事件の同時使用許可について適正であるとするなら、それは全くの矛盾した主張であり失当ある。

4) そもそも、原告佐久間らが特定の集会を開こうとした日時に、対抗勢力と思し団体から許可申請があった場合、そこに『何らかの意図がある』と思料するのが行政権者として当然であり、このことは行政権の執行に限らず公安委員会や警察が行う集団示威行為の許可要件でも同時開催の許可を行わないことから、普遍的な原則であるといえるのであって、にも拘らず川崎市が同時使用許可を行ったのは行政としての注意義務違反に相当することは論を待たない。

第3の小結：

被告らは、その準備書面1において、『和泉佐野市民会館事件判決においては市民会館の会議室のように閉鎖型で個々の独立した場所での集会について論じた判決であり、本件のように公園等の屋外での集会については、他の利用者に迷惑を及ぼす危険が想定しやすいため、当該判決の規範をそのまま当てはまるわけではない。』（同書23頁、項目2の7行～10行、下線は本書で付記）と主張するのである。

ところが現実には、会館事件では会館内部の『個々の独立した場所』である、会議室内どころか、さらに会館の共有部分はおろか、加えて本、第3の1)に説示したように外部の公道にまで迷惑行為（：実は妨害勢力による違法妨害行為による威力業務妨害）が及んでいて、市長もこれを認めているのであるから、被告らの適示した状態と現実が全く相反した状態となっている以上、被告らが本件求釈明に応じなければ、答弁書の内容が失当であり、左記はつまり被告らの許可判断【基準】に【誤り】もしくは【故意】があったことに他ならず、公園使用不許可も不法行為によりなされたことの証明になるのである。

第4：上記求釈明のうち、2)についての詳細。

1 1) 被告らは、事前検閲を行い、『高度の蓋然性／蓋然性がきわめて高い』なる不当な
2 文言をもって請求原因公園使用不許可決定をおこなったものであるが、一方で神奈
3 川県公安委員会と神奈川県警は、神奈川県条例『集会、集団行進及び集団示威運動
4 に関する条例 昭和 25 年 11 月 1 日 条例第 69 号』(以下「当該条例」という)に従
5 った結果、請求原因デモを許可したのである。

6 2) 上記のような、同一事案で相反する判断が行われた場合、その一方が違法・不法
7 判断であることは間違いないので、被告らは、当該使用不許可決定における行為禁
8 止の法的要件と、その適用基準を明確にすることを求める。

9 3) 尚、本求釈明は、公園での集会とその後の集団示威行動という一連の行為につい
10 て、一方が不許可（川崎市、公園での集会）、一方が許可（神奈川県公安委員会、神
11 奈川県警の原告らのデモに対する許可）という判断の相反について、不許可とした
12 法的根拠を求めるのである。その理由は、当該条例でも 1 条に『道路その他公共の
13 場所で集会若しくは集団行進を行おうとするとき又は場所の如何を問わず集団示威
14 運動を行おうとするときは』(下線は本書で付記)とされていて、左記は、公共の場
15 所として公園も含まれることは明らかゆえにである。

16 さらに、同法 6 条には『この条例の各規定は、第 1 条に定めた集会、集団行進又
17 は集団示威運動のほかに、集会を行う権利を禁止し若しくは制限し又は集会政治運
18 動を監督し若しくはプラカード、出版物その他の文書の図画を検閲する権限を公安
19 委員会、警察職員又はその他の県職員若しくは市町村の職員に与えるものと解釈し
20 てはならない。』(同)とされているのに対し、当該集団示威行動（集会を含むデモ
21 行為）において、神奈川県公安委員会および神奈川県警の【許可】に相反して、川
22 崎市は公園使用【不許可】としたのであって、被告らが、神奈川県条例のどの条項
23 をもって（あるいは不許可が同条例のどの条項に相当すると）判断したかについて
24 を、明らかにすること求める。

25 4) 特に、前掲の、当該条例 6 条の一部における下線部分は特に重要で、公園使用不許
26 可事案では【集会を行う権利を禁止し若しくは制限し】【集会政治運動を監督し若しく
27 はプラカード、出版物その他の文書の図画を検閲する権限】を【市町村職員】(本件の
28 場合は川崎市長：福田紀彦)がおこなった(あるいは行使した)のであるから、当該
29 条例違反にあたることは明確であり、ゆえに被告らに対し、当該条例のどの条項をも

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21
- 22
- 23

第5：本書の結語

本書及び、本件訴訟係属で説示したように、被告らの法令適用要件と判断基準及び、本件係属における主張は、あまりにも杜撰で、且つ（被告らの）一方的決めつけによってなされた不法行為や、判断の誤りによる違法状態が多数存在する。また被告らの反論はすべて後付けによる詭弁である。つまり原告らが被告らの不法、不当性を指摘すると、事後の事案まで持ち出して、あるいは、通常人が各種行動判断に際して、知りうる筈のない（判断に必要な）論文・学説等を適示して詭弁を弄し、根本の公園使用不許可時点での判断については一向に、適法であることの合理的な論拠を示していない。

また、前定期日における被告代理人による『新たな書証を提出』する旨の陳述も、原告津崎が、一連のデモの初期に、出発前に稲毛公園？で行った【ある行為をもって】当該公園使用不許可の要件として主張するであろう事は強く想定されていて、以上のような被告らの態様、つまり、当該公園使用不許可時点での、不許可の要件に無い事案を、後から持ち出す被告らの態様は、同判断基準が不法行為であったことを自覚しているのである。

被告らには、当該公園使用不許可決定通知の、以下の文言を繰り返し読み、その内容について理解すべきこと【も】、求める。

『 2 決定の理由

平成 28 年 5 月 24 日に成立した本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に規定される不当な差別的言動を行うおそれがあると認められるため。』(同)

それでも尚、被告らが自己の正当性を主張するのであれば、本書の求釈明に対し合理的で、かつ法令に基づいた適法な釈明を行うべきことをもって、本書の結語とする。

— 以上 —